

○鶴岡市消防団規則

平成17年10月1日

規則第205号

改正 平成19年3月30日規則第29号

平成20年3月26日規則第5号

平成22年3月31日規則第18号

平成24年3月30日規則第7号

平成25年12月27日規則第53号

平成28年3月18日規則第8号

令和2年3月31日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項、第23条第2項及び鶴岡市消防団条例（平成17年鶴岡市条例第250号）の規定により、鶴岡市消防団（以下「市消防団」という。）の組織、階級その他必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成19年規則29号・20年5号〕）

(組織)

第2条 市消防団の組織は、別表第1のとおりとする。

(階級)

第3条 基本団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 機能別団員の階級は、団員とする。

3 消防団員の配置は、別表第2のとおりとする。

（一部改正〔平成28年規則8号〕）

(職務)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団員を統率し、団務を総理する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 分団長、副分団長、部長及び班長は、それぞれ上司の命を受け、所属消防団員を指揮監督する。

（一部改正〔平成20年規則5号〕）

(任期)

第5条 団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に掲げる者が任期途中において退職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成20年規則5号・25年53号〕)

(宣誓)

第6条 消防団員に任命されたときは、宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(訓練礼式)

第7条 消防団員の訓練礼式及び点検については、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるところによる。

(服制)

第8条 消防団員の服制については、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の定めるところによる。

(災害出動)

第9条 水火災等通常の災害出動区分は、別に定める。

(一部改正〔平成20年規則5号〕)

(設備及び資材)

第10条 消防団に、次に掲げる設備及び資材を備え付けるものとする。

- (1) 団旗
- (2) 団本部の設備
- (3) 消防主力機械器具
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防上必要な設備及び資材

2 前項の設備及び資材は、別に定めるところに従い使用し、当該設備又は資材を破損し、又は紛失したときは、その事由を示して団長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成28年規則8号〕)

(簿冊)

第11条 消防団は、次に掲げる簿冊を備え、異動の都度これを整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材の台帳

- (5) 区域内全図
- (6) 地水利要覧
- (7) 報酬及び費用弁償の受払簿
- (8) 給与品及び貸与品台帳
- (9) 諸令達綴
- (10) 消防団に必要な法規、例規綴
- (11) 前各号に掲げるもののほか、消防団に必要な書類綴

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市消防団規則（昭和30年鶴岡市規則第19号）、藤島町消防団規則（昭和52年藤島町規則第7号）、羽黒町消防団条例の施行に関する規則（昭和39年羽黒町規則第8号）、櫛引町消防団規則（昭和39年櫛引町規則第1号）、朝日村消防団の組織等に関する規則（昭和49年朝日村規則第2号）又は温海町消防団条例の施行に関する規則（昭和46年温海町規則第5号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第29号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に任命される消防団員の任期について適用し、施行日前に任命された消防団員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に任命される消防団長、副団長、分団長及び副分団長の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、任命された日から平成29年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月18日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

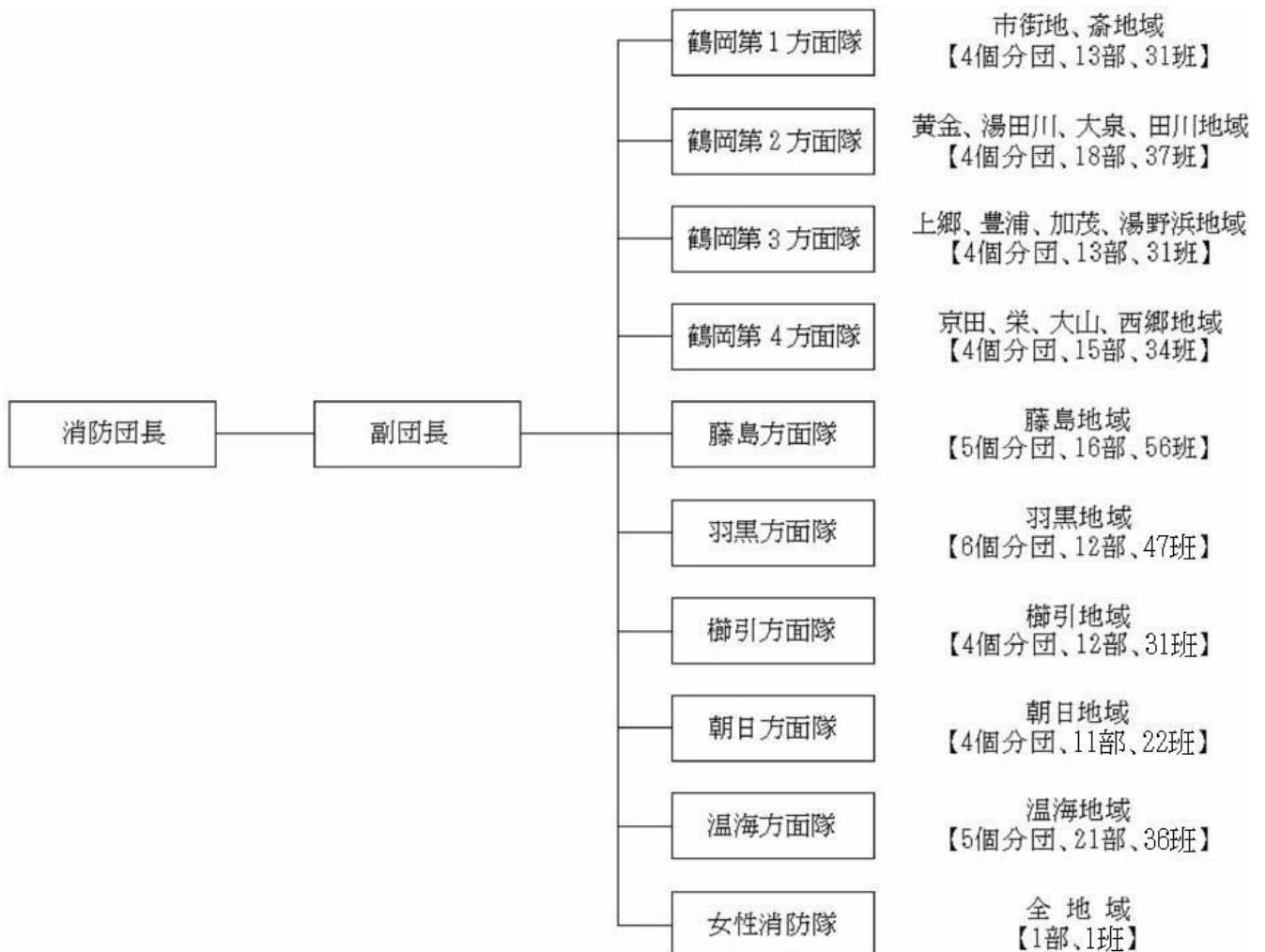
附 則（令和2年3月31日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（全部改正〔平成22年規則18号〕、一部改正〔平成24年規則7号・令和2年9号〕）

鶴岡市消防団組織表



別表第2（第3条関係）

（全部改正〔平成24年規則7号〕、一部改正〔平成28年規則8号・令和2年9号〕）

鶴岡市消防団員配置

階級	方面隊	全方面隊	鶴岡第1方面隊	鶴岡第2方面隊	鶴岡第3方面隊	鶴岡第4方面隊	藤島方面隊	羽黒方面隊	櫛引方面隊	朝日方面隊	温海方面隊	女性消防隊	学生消防隊
団長		1人											
副団長		5人以内											
副団長 (方面隊長)		9人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内		
分団長 (副方面隊長)		9人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内		
分団長		40人以内	4人以内	4人以内	4人以内	4人以内	5人以内	6人以内	4人以内	4人以内	5人以内		
副分団長		80人以内	8人以内	8人以内	8人以内	8人以内	10人以内	12人以内	8人以内	8人以内	10人以内		
部長		132人以内	13人以内	18人以内	13人以内	15人以内	16人以内	12人以内	12人以内	11人以内	21人以内	1人以内	
班長		326人以内	31人以内	37人以内	31人以内	34人以内	56人以内	47人以内	31人以内	22人以内	36人以内	1人以内	
団員		2,518人以内	222人以内	326人以内	262人以内	277人以内	381人以内	331人以内	258人以内	178人以内	260人以内	18人以内	5人以内

	内											
合計	3, 1	2 8	3 9	3 2	3 4	4 7	4 1	3 1	2 2	3 3	2 0	5 人
	2 0	0 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人	5 人	4 人	人	以
	人	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
	以	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
	内											

別記様式（第6条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

鶴岡市消防団

氏名



別記様式（第6条関係）